

第三十七回国会 大蔵委員会 議 録 第三号

昭和三十五年十二月十四日(水曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 足立 篤郎君

理事 鴨田 宗一君 理事 黒金 泰美君

理事 細田 義安君 理事 毛利 松平君

理事 山中 貞則君 理事 石村 英雄君

理事 佐藤 次郎君

伊藤 五郎君 岡田 修一君

川村 善八郎君 簡牛 九夫君

蔵内 修治君 田澤 吉郎君

津雲 國利君 塚田 十一郎君

永田 亮一君 米山 恒治君

加藤 勘十君 栗林 三郎君

堀 昌雄君 春日 一幸君

出席國務大臣

農林 大臣 岡東 英雄君

出席政府委員

大蔵政務次官 大久保武雄君

大蔵事務官 上林 英男君

(主計局法規課長)

大蔵事務官 村山 達雄君

(主税局長)

大蔵事務官 西原 直廉君

(理財局長)

大蔵事務官 石野 信一君

(銀行局長)

食糧庁長官 須賀 賢二君

委員外の出席者

大蔵事務官 渡辺 誠君

(大臣官房財政調査官)

日本専売公社副 石田 吉男君

總裁 門 員 拔井 光三君

本日の会議に付した案件

国際開發協会への加盟に伴う措置に

関する法律案(内閣提出第一号)

日本開發銀行法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二号)

食糧管理特別会計法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第五号)

昭和三十五年産米穀についての所得

税の臨時特例に関する法律案(内閣

提出第六号)

産業投資特別会計法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一五号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する

法律案(内閣提出第一六号)

昭和三十六年分の給与所得等に対す

る所得税の源泉徴収の臨時特例に関

する法律案(内閣提出第一七号)

製造たばこの定価の決定又は改定に

関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第四号)(予)

○足立委員長 これより会議を開きま

す。

国際開發協会への加盟に伴う措置に

関する法律案、日本開發銀行法の一部

を改正する法律案、食糧管理特別会計

法の一部を改正する法律案、昭和三十

五年産米穀についての所得税の臨時特

例に関する法律案、産業投資特別会計

法の一部を改正する法律案、日本輸出

入銀行法の一部を改正する法律案、昭

和三十六年分の給与所得等に対する所

得税の源泉徴収の臨時特例に関する法

律案及び製造たばこの定価の決定又は

改定に関する法律の一部を改正する法

律案の各案を一括して議題といたしま

す。

質疑を行ないます。佐藤次郎君。

○佐藤(觀)委員 石田副總裁にお伺い

しますが、最近たばこの民営にせよと

いう声が相当盛んになっておるので

す。これは、御承知のように、今のた

ばこの専売制度に対していろいろな批

判があつて、それから耕作者の問題な

どについてもいろいろあるわけであ

が、一体こういう点について専売公社

はどういうお考えを持っておられるの

か、一応お尋ねします。

○石田説明員 この三月に御承知

の専売制度調査会から答申が出ており

まして、それによりますと、現在の公

社形態についてはいろいろ不満もあ

る、しかし、それについては大いに努

力をして能率を上げるようにというこ

とが骨子でございまして、世上いろいろ

あります民営論につきましては、こ

れは現在とるべきではない、こういう

結論が出されております。私も、

当然、専売公社法に基づいて公社の運

営をやっておりますので、民営にする

というふうなことはなしに、できる

だけ専売公社として公社的な運営の仕

方の上で能率を上げ、いい成績を上げ

たい、かような方針でやっております

す。

○佐藤(觀)委員 私たちはこういうよ

うな公共性のあるものは公社でやる方

は同じことをやっていると、官僚的

なやり方になるというふうな非難が

あつて、今までもたびたび、塩の専売

制度の問題とか、専売制度については

いろいろここで意見があります。こ

ういう点も一つ十分に検討してもら

いと思ふのです。

最近、私たちの方ではありませんけ

れども、たばこの耕作者との関係でい

ろいろいざこざがあつたようなこと

もあります、こういう点については最

近はどんなような状態になっておるの

か、これもお尋ねしておきたいと思

います。

○石田説明員 葉たばこの耕作の面

につきましては、三年ほど前まで、公

社の指導のやり方あるいは耕作の仕方

について介入し過ぎるというふうな、い

ろいろなお話がありました。その後

耕作組合法という議員提案の法律がで

きまして、従来できておりました任意

組合を全部新しい耕作組合法に基づ

いた耕作組合に組織がえをいたしました

た。その法の趣旨は、新しくできまし

た耕作組合というものは、できるだけ

耕作者自身の気持によつて運営するよ

うにというふうな仕組みになっており

まして、それを一つの契機といたしま

して、私も、できるだけ耕作者の

意思を尊重しながら、また公社の所要

のたばこを作るというふうな方向に指

導の方針を転向して、御趣旨に沿うよ

うなやり方でやっておりますつもりでござ

います。

○佐藤(觀)委員 こういう点について

もぜひ一つとかくの批判のないように

指導していただきたいと思ふのです。

それから、政府は御承知のように酒

税及びたばこの専売利益金で非常に國

の財政を上げておるようでございます

が、その専売利益金の最近の状況はど

んなようになっておるのか。あらかた

の数字でよろしゅうございませうから、

ちよつとその点をお知らせいただき

たいと思ふます。

○石田説明員 専売の利益金は二つご

ざいまして、一つは専売公社から直接

國庫に入る分、もう一つは専売公社

から毎月府県とか市町村に納めてお

るたばこ消費税、この二色でございます。

両方あわせて申し上げますと、三十四

年の実績が千七百八十四億圓、三十五

年度の予算では千九百二十二億圓、か

ようになっております。

○佐藤(觀)委員 今のところ専売公社

はこれらの利益金に対して政府からど

ういう要求をされておるのか、ある

いは専売公社そのものがどういう見当

でこの専売利益金の問題を処理してい

か、それとか、そういう計画的なことがあ

るかどうか、これもお尋ねしておき

たいと思ふます。

○石田説明員 毎年予算時期になりま

すと、翌年度の販売の見込みを立てま

す。それから、先ほど申し上げました

府県、市町村に納めます税は、これは

定額に対して何%ときまっております

ので、これは売り上げの金額を見込み

ますと、おのずから消費税の金額も出

てくるわけでございます。それを差し

引

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号

大蔵委員会議録第三号

昭和三十五年十二月十四日

第一類第五号</

すが、できれば五年がいいのです。あなたの方の都合で最近三年間の状況でもいいのです。二つ資料をお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○堀委員 今の佐藤さんの質問に関連して私一つ主税局長に伺いたいのです。たばこの小売店は御承知のように入ってくるものがはつきりしておるし、利益率もはつきりしておる。収入はきわめて明確なことになる。そこで、現在の租税の体系から見ますと、勤労者の方に対しては勤労控除というものがある。この勤労控除の性格はもちろんならぬ意味があると思えますけれども、一般的な考え方から見ると、所得が非常にはつきり出ておるといふ点について、他との権衡を多少維持していきたいという配慮も私はなきにしもあらずだろう、こういうふうに考えておるのであります。それは理由はいくらとつけようがございまいしょうけれども、そういうことがあろうと考えます。そうすると、他の面で、一般の営業形態の中で、もちろんそれは所得率の捕捉というものがどの程度に行なわれておるかということによつてきまることではありますけれども、しかし、一方たばこ小売店のようにとどこからものがあるところはないというガラス張りの経理をしておるものと、それから多少取りこぼしがあり得るという可能性のある業態が私はあると思うのです。私はこのようなガラス張りで収支が出る、どこからもちぎらないというようなものについては、何らかの税法上の配慮が行なわれてもいいのじゃないか、こういうふうに考えるわけですが、これに対して主税局長

はどういうふうに考えておられるか、ちょっと伺います。

○村山政府委員 ただいまの堀委員のお話でございしますが、確かに執行面におきましてそういう差のあるところとはあり得るだろうと思うわけですが、おきまして、ただこれを税法の上でどういふか、たばこの小売店に比べて、非生かすかという問題になりますと、非常に微妙な問題でございまして、たとえば基礎控除というものを最低生活という問題と結びつけて考えるといったしますと、地域によりましてそれぞれ差がある。ところで、税法は国税でありますので、その間差をつけるわけにいかないで基礎控除一般九万円としておる。こういうような関係がございまして、なるほど収入におきましても比較的つかみやすいもの、つかみにくいものもありまして、この辺のところは執行面において適宜調整せざるを得ないのじゃないか、かように考えております。お話のような勤労所得につきましても、確かに給与所得の控除という問題はございまして、この最も大きな理由になつておりますのは、給与については経費を引かないという建前になっておる。これが他の所得と全く異なる点でございまして、そこが一番大きな差だろうと思うわけでありまして、それから、たばこの問題です。これは結局標準率の組み方によると思ひます。国税庁にお聞きになった方が適当と思ひますが、私がかつて国税局長をやつておつた、あるいは国税庁におつた経験から申しますと、その辺のことを十分考えまして、標準率をきめる場合には非常に疑わしい率がいふところ出て参ります。そういうときには、比

較的はつきりつかまるということを中心頭に置いて、無理のかからないような方に大体判断を下しておる。こういうことで、執行面においては、適当にと申しますか、他の所得者とバランスのとれるような配慮を加えておる、こういう実情でございまして。

○堀委員 そういうことで関連がございまして、もう一つだけ伺つておきたいのですが、今般税制調査会から答申が出て、御承知のように医療所得に対する社会保険の租税特別措置法と、それから米の予約減税ですか、この二つは取り除けということが出されておるようであります。これは最近数年間同じような経過をとつておるわけですね。これは本来大臣に何ななければならぬことですが、事務当局は一体税制調査会の結論はどういうふうに考えておられますか。

○村山政府委員 われわれ事務当局といたしましては、調査会で過去一年半にわたりました研究の結果、結論が出ているわけにございまして、この趣旨を尊重いたしまして、できるだけその答申の趣旨を実現したいと考えているわけでありまして、現在の米穀の特例について申し上げますと、これはかつて米の集荷が非常に困難な時代にこの制度が始まりました、事前売り渡し制度によりまして特別な奨励措置として設けられてきたわけでありまして、しかるところ、その後考えてみますと、相次ぐ所得税の減税によりまして、この利益を受ける農家の納税者数というものはもうほとんど激減いたしまして、今日では約四十万程度、全米作農家に対して七割を切れているという状況でございまして。国税の面では

いう税法の上から言ひまして他と非常にバランスを失する措置をとつて、はたしてその効果をなお期待しなくちゃならぬ実情にあるかどうか。その後課税最低限の引き上げ、扶養親族控除の引き上げ、これは家族構成の多い農家にむく利益が多いわけにございまして。なお今度の通常国会では白色専従者に対する控除制度も起こそうといつておるわけにありますが、これも、調査会での議論は、青色申告ができる人についてはこの制度は必要ないわけにございまして、主として手数その他の関係で青色申告を事実上申請し得ない農家、あるいはその他の中小企業をねらつての一つの制度であるわけにございまして。そういったしますと、こまめに中小企業、特に農業に対する税制上の配慮が加わるならば、さつき申し上げましたような事前売り渡し制度の奨励効果の減少という点に關連いたしまして、この際廃止すべきではないか。そうすることによつて、税制を基本税法の方で一本にまとめいき、減税は減税で一般の減税として行なう方が適当ではなからうか、かような見地でおるわけにございまして、われわれもこの答申の趣旨には全く同感であるわけにございまして。

その次に、社会保険診療報酬の關係でございまして、御案内のように、これは昭和二十八年に特別措置といひまして所得率二八％、こういうふうな法定する立法ができたわけにございまして。かかる立法例は世界各國に類を見ないところにございまして。その当時の問題といひましては、一点単価の問題と事実上關連いたしまして、これがそのようにきまつたわけにございまして。もう一つの当時の理由といひましては、医者につきましても奥さんその他の家族労働者の給与が税法上見られていない、こういう問題もあわせて検討されたわけにございまして、今度来たるべき国会におきまして、白色申告者にまで農業と同じように専従者控除を創設したいという考えを持つており、当時から見ますと課税最低限あるいは税率の変更等非常に緩和されているわけにございまして、ぜひとも農業と同じようにこの措置は廃止すべきではないか、かような趣旨で答申が出ておると思つてございまして。

なお、この問題につきましては、伝えられるところによると、一点単価の改訂の問題も伝えられておりますので、その辺の成り行きも見まして考えておりますが、一点単価の改訂のあるなしにかかわらず、すでに、二十八年と現在の情勢とを比較しますと、廃止すべき段階に來ているのじゃないか、かように考えているわけにございまして。

○堀委員 そこで、もう一回伺ひたいのですが、予約減税と称せられるものは、今のお話では農家世帯の七割で約四十万世帯ということにございまして、これは総計の金額として、これで一体どれだけ減税になっておるのか、あわせて伺つておきたい。

○村山政府委員 これは来年度ベースで大体計算しておりますが、十八億という計算でございまして。

○堀委員 次の社会保険診療報酬の特別措置でございしますが、おっしゃるような税法上まことに筋の通らない法律であると私も理解をいたしております。ただ、これは沿革がありまして、この問題が出て参りましたの

ようなヴィイッドな法律の送金保証というようになくては、各國のうに為替管理の運営の一環として外導入をしても、外貨送金には事欠かいたという態勢を作っていくことが、方におきましてはより弾力的な措置である。と申しますのは、一たん、たとえば國際収支が悪くなりましたときに、それに応じた対応措置ができる、しかしそういうことがないように國際収支の改善策には常に努力していく一方日本の經濟力を信頼していただく、こういうやり方の方が將來のやり方であろうといふ観点を持ったわけであります。従いまして、將來の方角としましては、外資法というよりも、むしろ一般為替管理法での適用を受ける外資導入をやつていきたいという気持ちでございます。ところが、一方におきまして、外資法というものが過去十年間続いてきたわけでございますが、一挙にこれをやめるといふわけには参りません。そこらの外資法と為替管理法を含めまして一体どういふふうに考えていくかということにつきましましては、貿易爲替の自由化と相並びまして、一環の問題として審議會その他で検討いたしておりますが、まだ結論は出ておりません。

そういうような状況でございますので、一つには外資法の送金保証に基づく許可というのと、為替管理法に基づきます許可ということがあるわけであります。そこで、為替管理法になりますと、今申しましたように、為替管理法の建前によりまして、國際収支が悪いときには送金をとめることができるということになっております。それを条件付許可、こういうふうに通常慣例

的にいわれているようなわけでありまして、事態におきましては、日本の国際収支は悪くございませぬし、外貨はたくさんございませぬ。従つてまた今後ともそういう外貨送金をとめるというようなことは考えておりません。従つて、実質的には外資法と同じ待遇である。こういうふうに言えるかと思ひます。

ただ、形式的に見ますと、外資法によります送金保証は法律に基づく保証でありまして、普通一般では無条件保証、無条件許可、こういわれているのであります。為替管理法によりますのは、形式的にはとめ得るという権能が残されておりますので、これを条件付、こういうふうに言つておるわけにございませぬ。

○堀委員 そうすると、今の条件付許可というのは、外資法による条件付許可ですか、外資法による条件付許可なのでしょいか。

○上林政府委員 言葉が足りませんが、したが、今私が申し上げましたのは、外資法に基づきます外貨の送金をいたしますときに、為替管理法に基づく許可を得て出ていくというのを申し上げたわけにございませぬ。ところが実体的にもう一つ条件付許可というのがございませぬ。それは外資法の十四条の中に、許可をいたしますにあたり規定で、条件を付することを得たという規定がございませぬ。その条件といひました、日本の国際収支が悪化したとき、外貨準備の都合が悪くなつたときには、ちよつと待つていただきますという条件を付した形式をとつたわけにございませぬ。実質的には為替管理法の先ほど申しました思想と同じでございませぬが、そういうやり方があるという

ことでございます。

○堀委員 そうしますと、要するに今お話しになつたことを整理してみますと、現状は外資法に基づいてわけです。ちよつと私が押見している中で外資法による認定制というのがあるというふうな書かれておるのですが、それと今のとはどういふ関係にあるのでしょうか。

○上林政府委員 その認定制といひますのが、先ほど申しました為替管理法に基づきますやり方を言つておるわけにございませぬ。といひますのは、あらかじめ、入つて参りますときに、これは日本経済に役立つというのを認定いたしておきますと、それによりまして、将来今度は外貨送金で外貨で返つていきますときに、為替管理法によりまして、国際収支が悪化しない限り許可が与えられるという約束が与えられるわけにございませぬ。

○堀委員 大体お話しは私わかつたのですが、要するに三つのものがあるというところは間違ひないわけですね。そうすると、その三つのものは、最初の外資法によつてルールに定められたものは、外資法の第六條が何かに規定をされておる積極的条件に該当するものについては、これは外資法のままでやると否と、第六條に積極的条件と否と認め条件が書いてあります。その間があるわけですね。積極的と否認との間がある。その間を二つに分けて、条件にするのと、それから外資法で認定をするのと、こういうことになつていふと、何によつて、なぜそういう三つのものをあれこれ使わなければならぬのかというのが私にはわからないわけ

でございます。入つてくる外資の性格によつて、これは外資法通りびしやつと当てはまつていふというのなら、外資法そのままでやればよいわけですね。ところが、それ以外に外資法の中で条件を付けるということになると、何か外資法そのままでちよつと問題がある。だから、条件を付けるということになるんでしょいか、そうなれば、入つてくる外資の性格がちよつと何かAクラスとは違ふんで、Bクラスである。さらに、外資法だけではどうも問題があるが、為替管理法の面だけでチェックすることにすればいいんだというものをCクラスとすると、何か外資に、格づけじゃないでしよいか、法が考へられる。それは一体どういふものかというところによつて今なつていふのかというところを一つ……。

○上林政府委員 今申し上げました三つの方式の由来から申しますと、確かにおっしゃるようなことから発生いたしましたのも一つの理由にございませぬ。といひますのは、外資法によりますと、日本の重要産業の発展、あるいは国際収支の改善に役立つ外資に限られて送金保証をするという建前になつております。ところが、だんだん日本の外貨事情がよくなつて参りますと、その意味におきましては、もう少しランクの低いものでも導入していいんじゃないかということになつて参ります。その場合に、その法律の規定を照らしても無条件の保証を与えたいというものが中には出て参ります。しかし、そういうものを一応入れた方が国民生活の向上その他に役立つという場合もございませぬ。具体的に過去にお

きましてはその基準に当てはまるかどうかにつきましては、片方で外資導入の緩和の措置を講じていくに伴ひまして、法律の解釈をいたしますにつきましても、おのずから限度がある。そこで、先ほど申しましたような趣旨から、一方為替管理法を強く活用いたしまして、いいものはできるだけ早くスムーズに外資導入をしていこうという気持ちから、為替管理法の活用を考えたという経緯でございませぬ。従ひまして、法律的に申しますと、今おっしゃつたように、外資導入のうち、日本経済にとつて役立つものについては外資法でいく、しかしながら、その点の基準に苦しみというようときは、為替管理法あるいは条件付のものを活用してやつていくというふうな気持があるわけにございませぬ。もつとも、實際問題といたしまして、一番先に申し上げましたように、日本の外貨事情も向上して参りましたし、それから今後とも国際収支の改善に努力していく決意でございませぬので、たとい為替管理法で認めるということになりましても、それが一たん認めましたものは、送金は確実に認めるといふ態度でやつていきたいと思つておりますので、実質的にはそこらのところの差はないというふうな考え方です。

○堀委員 その次に、ちよつと私よくわからないのですが、最近短期の運送資金の外資が外資法によつて入るといふことになつていふようですが、これは具体的にどういふ形のものか、時間的にはどういふ格好で入つてきて

ちよつとわからないのは、やはり外資法の規定を受けるのじやないかと私は思ふのですが、それは外資法だけで入るといふことについて、短期の運送資金であつても、その利子その他については送金の問題もいろいろあると思ひますが、それはやはり外資認定事項の方に入るのか。そこがわかりませんが、それも含めてお答えいただきたい。

○渡辺説明員 ただいま御質問のありました点でございませぬが、一年以内の短期の外資は外資法で入るといふことが現在の法制でございませぬ。一年以上になりますと外資法の関係になります。

○堀委員 一年以内なら外資、以上なら外資ということですね。

○渡辺説明員 そうです。

○堀委員 そうすると、一年以内の短期に入つていふのは、具体的にどのくらい金額があつて、どういふふうなものか最近入つていふのでしよいか。

○渡辺説明員 大体一年以内のものは運送資金が主でございまして、最近これらを認めようという空気になつておるのでございませぬが、最近のところはまだあまり大きな実績はないと思ひます。最近ヨーロッパあるいはアメリカで運送資金を調達しようといふ会社は、ほつぽつ出てきておるのでございませぬが、私、出張しておりました、三、四日前に帰つてきたばかりでございませぬが、私が一カ月ほど前に出たところには話にございませぬけれども、まだ具体的にきまつたものはございませぬ。

○堀委員 この前、九月でしたか、この委員会が私A.D.R.のことを伺つたと思ひますが、その後だいな話が進捗

しているように聞いておりますが、ADRの最近の状態を伺いたいと思います。

○渡辺説明員 ADRにつきましては、アメリカ側の金融機関並びに本邦側の企業並びに金融機関が熱心でございまして、証券会社もそうでございまして、自由に希望の銘柄をとってまいります。非常に数が大きくなるわけでありまして、またダブっておるものもございまして、いささか調整を要するということに相なりまして、まだ私どもとしては試験的にごく少数の株にしましては、やむを得ないというふうな考え方です。今ニューヨークの方でその調整の話し合いをしている次第であります。これはそう急に急いでやらなくてはならぬというものでございまして、まず適当な銘柄をごく少数選択し、重複もなるべく避けるということと、その調整が済みますれば発足いたしたいと考えておるわけでござい

ます。

○堀委員 実はこのADRを伺いましたときに、一部では証券円の話も出ておったわけですが、ここで水田さんは、自分は証券円はとらないのだ、外資法の緩和の方がいいのじゃないかという話があったのであります。外資法は御承知のように最近改正したばかりであつて、もちろん、資本の流通をよくするためには、その改正が望ましいのかもわかりませんが、ADRをおやりになる方向はきまつたように思うのであります。ADRはやるけれども、外資法は当分そのままですと、この十二月の十二日で八十九ドル四分の三でございまして、十二月の一日にもやはり八十九ドル八分の五、それから一カ

月前の十一月一日が八十九ドル二分の一、十月の一日が九十九ドル八分の一でございまして、六月の一日は九十四ドル半で、七月の一日ころになりまして九十九ドルに下がったわけでありまして、六月の半ばが九十三ドル、それ以来一時八月の半ばごろには九十一ドル半くらいになりましたが、大体ずつと低迷を続けたわけでございます。

ておるのであります。そこら辺はどうなつておりますか。

○渡辺説明員 証券円は大臣がはつきりおっしゃいました通りでありまして、外資法の規制を緩和して、外資の導入の促進をはかりたいということでございます。しかしながら、この六月は外資関係の緩和をやつたのでございまして、さらに引き続いてどの程度の緩和をするかという点について、まだ具体的には検討の段階でございます。おらない次第でございます。

○堀委員 次に、開銀債の問題で伺いますけれども、この前も私の問題で伺いましたときに、三千万ドル今度出すというおつもりで法案は出されて参つたわけですが、現在の日本の国債ですが、十二月十二日現在で八十九ドル四分の一くらいに下がつております。これはハガチの事件以来下がつたのですが、一時少し持ち直していたのがまた下がつておるうちに私思ひます。この前私がここで話したのには、ハガチ事件の前だったと思うのですが、この日本の国債価格のその後の変動といふと、あの前とハガチのあとと、その後の経過を伺いたがつてきて、また十一月ごろ非常に下がつたというふうに記憶しておるのですが、ちょっとその関連を伺いた

い。

○西原政府委員 ただいまの外債でございまして、最近のニューヨークにおける値段は、今お話しのように、この十二月の十二日で八十九ドル四分の三でございまして、十二月の一日にもやはり八十九ドル八分の五、それから一カ

ろがこれが非常に低迷している。ということは、要素が二つあると思うのであります。一つは、日本の場合には、政情不安といふ点で、そういうものが先に出てきたために下がつてきた。その他のもはドル不安で下がつてきています。こういうことになるとするのです。そういうアメリカの政情であるときに、こちらで今度外債を出そう、というところが出てきておるのです。コマーシャル・ベースでいくのならば、民間投資だからいけるようにも思うのです。しかし、反面今のようなドル不安とかいろいろの問題がある。ちょっと調べてみますと、ニューヨークでの国債は、実際は四割くらい欧州の方へ買われているというふうな実情もあるというふうなことになる、これは一般公募ですからどこにどういふかわかりませんが、見通しとしてはちょっと当分発行できる条件がないんじゃないか。コマーシャル・ベースなら発行できる条件があるのかかわらず、そういう他の要因によつてこういうことが起きていると、ちょっと当分発行できないの見通しはどうですか。

○西原政府委員 相場というものは、そのときの情勢で、今お話しのように、どういふあれになりますかかわりませんが、非常に動くものでございまして、今お話しのように、一般的に債務、証券などの金利も安いのですから、そういう意味からいへば、本来もっと値が高くてしかるべきだということだと思ひます。ただ、御承知のように、相場というものはしつこく動くものでございまして、今低いからといつて、あしたのこととはもちろん

あれでございまして、じゃあと一カ月たち、二カ月たったときにどういふふうになるかというところは、ちょっとわからないわけですが、日本の外債にいたしまして、去年の春なんかはもっと高かつたわけですが、それから金利が上がつたりいろいろ条件があまりまして悪くなつておりますけれども、また今度、いろいろな情勢の変化によりまして、ずつと上がつてきて、外債というものが非常に出しやすいいいいますか、いい条件というものが出てくることも考えられるわけでありまして、そういうような意味から、いつても情勢に応じてやれるという態勢はとらなければならぬというのが私どもの感じでございます。

○足立委員 農林大臣がお見えになりましたので、佐藤君の留保された質問に移りたいと思ひます。佐藤次郎君。

○佐藤(農)委員 池田内閣は外交と農林に弱いというお話がございましたが、幸いにして専門家の周東さんが農林大臣になられたので、根本問題に就いて四、五点お伺いしたいと思ひます。

日本の農業は今危機に來ていると私たちは思つております。わが国の農業は保護政策で今日までどうにか息をつないできましたが、きょうの法案に係する食糧の赤字の問題なども、これが一にかかつて日本の農業を保護政策でやるか、これを見捨てるかというところに問題があると思ひます。そういう点について、周東さんは専門家でありますし、農業のことを詳しく知つておられるのでございまして、一体このままで農業をどのような方向に持

つてい

ていくのか、こういう問題についてま
ず根本的な問題として所見を伺ってお
きたいと思ひます。

○周東國務大臣 お答えをいたします
が、従来の農業というものは、佐藤さ
ん御承知のように、米を中心とした食
糧の増産政策というものが中心に進め
られ、ことに戦後における日本の食糧
事情等に対処いたしました。これがと
られたのは当然な処置でありました。

従つて、これに關して保護的な処置が
大幅にとられたことも事実であり、こ
れもまた当然なことだと思ひます。し
かるに、その処置は、確かに今日まで
の状況を見ますと大きな効果を上げ
、その役割を果たしてきたと思ひま
す。しかしながら、最近にお
ける状況、ことにこの四、五年の間
における国民総生産の伸び方というも
のが、非常に大きな伸びであることも
御承知の通りであります。その内容
を特に見てみますと、鉱工業生産、
いわゆる第二種、第三種産業の方の伸
び方は非常に大きく、農業関係の方
の伸びがこれに伴わない、こういう状
況になつて参りました。そのことは、
ひいては農家の所得が他産業に従事す
る者との間における差を著しくしてお
るということでございますので、その
面において、今後の農業に対するあり
方はいかにあるべきかということが今
日問題になり、私もまたそれに対し
てたゞいま施策を考へておるわけであ
ります。大体どこを基本的な中心とし
て考へるべきかといへば、結局農業の
生産といふものが、他の産業の生産と
権衡がとれない形の伸び方がある。こ
れを一体どう直すかということ、その
ことは、当然に農業の成長を高めると

いうことは、国民経済全体の上から
いって絶対に必要であります。同時
に、そのことは、農家所得を引き上げ
るという問題に關連する問題でござい
ます。それによつて考へられること
は、何としても米の生産が中心であつ
たということ、日本人のみが食べ
、外国に輸出されないものを作つて
おるといふ農業の生産対象というもの
と、鉱工業の生産対象というものにお
ける商品化率というものの相違から来
ている問題が多分にあると思ひのであ
ります。しかし、だからといって米は
要らぬといふことを決して言うのでは
なくて、米の生産も縮めていかなけれ
ばなりません。人口の増加というも
のがあつて、それは米食率の増加
の要因であります。また、反対に、食生
活の改善ということと生活水準の向上
ということ、米食率を減らす要因であ
らうと思ひますが、この二つの要因を
相互に調整いたしますとき、やはりあ
る程度の伸びは必要でありましよう。

そういう関係を見るときに、米の生産
というものの一つの方途を講ず
るとともに、これからの農業としての
伸び方は、何としても国内における需
要の増加をなし得るもの、輸出される
農産物または輸入農産物の国産化とい
うような問題が、生産の方面において
は取り上げるべき問題ではないかと思
うのであります。

こういふふうな問題を取り上げるこ
とは、農業の生産をふやすことであ
りますが、しかしこれだけではなかなか
問題が解決しないと思ひます。そこ
で、いわゆる農家所得といふものの増
加に対しては、農業の生産についての
改善だけでいくのか、すなわち農業の
生産性を高めることによつていく部分
と、農家所得に關しては、農業外所得
に關する考慮が私は必要である、こ
ういふふうに思ひます。農村に
おける農家といふものは、御承知の通
り、農業だけによつて収入を得てお
る専業農家と兼業農家があるわけであ
ります。世間に誤り伝えられておるよ
うに、決して兼業農家は捨てていくん
ではなくて、その兼業農家の中にも、第
一兼業、第二兼業があつて、主た
る収入を農業に仰いでおる者と、主た
る収入を他の産業に仰いでおる者、こ
の二つの問題を考へるときに、また
新しく次三男対策をいたしまして、
農業外所得をいかに増していかとい
ふことを考へるときに、農業プロパー
の所得と農業外所得というものが合
さつて農家所得になつておるのであ
りますから、対策としては、これが考
えられることが必要であらうといふ
に考へます。もう一つは、社会政策
のよく御指摘になります農業の生産
性を上げろといふ問題であります。こ
の点が、最近年々大体六十万人ぐら
いずつ鉱工業の方面に農村から出て参
ります。また大体半分近く別の意味にお
いて帰つて参ります。差引四十万ぐ
らいは出ておる現状、こういうことは
將來における農家個人のいわゆる生産
性、こういうものを高める要因になる
わけでございます。そういうことを合
わせ考へるときに、農業構造の問題
と、生産の問題と、農業外所得をい
かにあはれいするかとということが問題
になり、もう一つは、それでも弱い農家
といふものに対する近代化させた農
業、高度化した農業といふことを、農
業だけがやつてならぬといふわけはな

いのでありましよう。そういう点は農
業者の共同化経営、共同化といふ問題
を考へておるのでありまして、これら
はいずれもそういうものを農業基本法
等に盛り上げて、皆様に御相談をいた
す覚悟でございますので、大体基本
の方向を簡単に申し上げた次第であり
ます。

○佐藤(農)委員 實は数年前に西ド
イツにいったことがありますが、ちやう
ど西ドイツでは寺岡代理大使がお
りまして、ドイツの経済的な発展のこと
についていろいろ話がありました。農
家の問題については、御承知のよう
に、ドイツは日本よりは農業の面積が
広いのでありますけれども、主食を作
らないで、養鶏とかあるいは豚、その
他の家畜工業が非常に盛んである。そ
ういふふうだから、日本でも、米を作
らないで、ほかのものを作つた方がい
いんじゃないかといふような、しやう
と的な意見がありました。ところが、
御承知のように、ドイツは、イギリス
とかフランスとかあるいはベルギーと
いふような、そういう高価なものを売
るところの市場を持つておりますが、
御承知のように、日本は残念ながら
隣は中国、韓国、朝鮮あるいはタイと
かビルマとか、米の生産地を近くに
持つておつて、輸出するわけに参らな
いといふ欠点があるわけでありま
す。

そういう点で、今周東さんからもいろ
いろお話がございましたが、一昨今輸入
入食糧の問題につきましても、私昨年
東南アジアへ行きましたが、東南アジ
アでも、私たちが歓迎するところのピ
ルマとかあるいはタイでは、どうい
うことを言うかといふと、どこへ行
きまして米を二十万トン買つてくれ、

来年は三十万トン買つてくれといふよ
うなことを盛んに言われる。實は私
たち農家の——特に私は米の生産地に
まされておる関係もありますが、驚くほ
どそういう要望を受けたわけですね。お
そらく輸入食糧の問題が問題になると
思ひますが、私たちが、日本の農業
の経営は、やはり外国から米を輸入し
たり麦を輸入するやうなそういう政策
では農村が参つてしまふ、こういう観
点に立つておりました。せめて食糧ぐ
らひは自給自足をしなければ、日本のよ
うな後進国ではやつていけないとい
うことを考へております。そこで、そ
ういふ問題からいへば、實は今度
の食糧の赤字の問題あるいは麦の輸入
の問題などについてもいろいろ問題が
あるわけですが、一昨今農林大臣は、日
本の食糧の自給自足といふようなこと
については、どういふお考えを持つて
おられるのか。この点も一つについて
伺つておきたいと思ひます。

○周東國務大臣 その点はあなたと同
じ意見でありまして、食糧はよそか
ら買わないで、自給し得る態勢をと
ることが必要であらうと考へており
ます。その点につきましても、先ほど米
につきましても言及しましたが、將來
の人口の伸びあるいは米食率の減る
要因等を考へつつ、しかし必要な分
量には内地で生産をする。しかも、そ
れは、食生活改善等において、お話の
ありました畜産経営といふやうなものは
まぜてお申しますか、これが新しい農
業の行き方だと考へております。
余談ですが、今お話しした御心配のよ
うな米の輸入はだんだん減じて参つて
おりまして、一時から比べますと、今

日は八分の一以下になっておりますが、ただ、農産国で米生産国は、日本から物を買うために、決済としても米を買ってこれ、こういうことの要求はだいたい熾烈であります。その点は私も非常に考へて、やむを得ざる場合以外は断わりをしておる状況でございます。

○佐藤(観)委員 そこで、食管法の赤字がいつも問題になるわけです。この数年來の豊作で米はどんどん潤沢になってくるのですが、この問題についてどういふ解釈をされておるのか。今度もまた二百九億からの追加の予算というものが出ておりますが、一体その食管の赤字を農林大臣はどういうふうにお考えになっておるのか。この点を伺っておきたいと思ひます。

○周東(國務)大臣 今日までの食管の赤字、及び將來も現在の状況が続くものとした場合においてのそういう問題に關しましては、私は、これは普通の商売で下手な商売をやつて損をしたというものは違ふのだ、これは一面には大きく國家が農家を保護するために支出すると申しますか、買い上げ等に關して支出した金であり、それを今度消費者に對してある程度二重価格のな意味においてあれされておる、こういう問題でありますので、いわゆる普通の商売なんかで、下手な商売で損をしたというのとは違ふ性質のものと考えております。従つて、今度もこれに對して必要な金を補正して処置をするという形をとつたわけでありませう。しかし、將來、國民經濟の上から見まして、それだけでいいのかという問題については、研究をする必要はありませう。だからと申して、それは直ち

に今統制を撤廃するとか何とかいうことではございせんが、問題は、先ほど申しましたように、米だけを作つて、將來だんだんと需給の關係から余つてくる。その余つてくるのを倉庫にただ保管しておるといふのは愚話だ。むしろもつと売れる、そうしてもうかる作物に轉換せよというふうな方向が新しい農政の行き方だろう。ただし、轉換せよというふうな問題にいたしまして、これは十年計画といふようなことになりませうので、そこからは、單なる畜産局の思ひつきで、酪農を奨励したり、畜産を奨励したりといふ考え方ではいけませんので、農林省の各局が、畜産局、經濟局、振興局あるいは農地局といふものが、新しい農村に對していかなる作物を作らせるのが一番よろしいのかというふうなことに對して、共同分担して、担当をして指導するという立場に持つていくことが必要だと思つております。そういう立場から新しい方向への轉換といふのを指導していきつて、今のような制度を続けたといひまして、ただ保管をして、配給、売却が少くないといふ形だけを残しておくことがいいとは思つておらないのであります。

○佐藤(觀)委員 周東さんも御承知のように、百姓のむずかしいことは、豚がいいというのとみな豚を作る、鶏がいいというのと鶏を作つて、私が学生時代には、農村恐慌で豚を捨てなければならぬやうな時代もあった。これは非常にむずかしいことで、あなたは専門家だから御存じだと思ふのですが、農林省が奨励すると逆になつて、ものが下がつてしまふ。特に農産物は、最低の価格の問題も出ておりますが、そ

ういふ問題についてなかなか政府の思ふやうに参らぬ。これは農業といふものは一べん生産すれば二度生産できない面がありますので、その点が非常にむずかしい。そこで、私は、この農業の立場からいへば、この戦争の最中から戦後約十年くらいの間、米の価格の統制があつて、やみで一升二百円くらいいたときには百円くらいで供出させられておつた。百姓といふのは人はいひので、普通ならば米の供出なんか全部やらなければ、あるいは値も上がつただらうと思ふのですが、なかなかそれはやらない。因結の弱い点もありませんが、今になつてみると、米が余れば百姓はどうでもいいというふうな、こういう無慈悲な政治が今まで行なわれていたと思ふのです。そこで、私たちはこの食管の赤字の問題に關連して、一体このままでいつまで予約制度を續けていけるのか。私たちも、予約制度を續けて、今まで農業をいじめたのだから、今度は一つ保護してやうな立場で考へておりますが、一体農林大臣はこういうやうな問題について——これは食管の赤字から見れば、大蔵大臣あたりから非常に文句が出る。そういうことから關連して、農林大臣の決心は、予約をいつまで持續されていくのか、その考え方を一つ伺つておきたいと思ふ。

○周東(國務)大臣 私は、新しい農業基本法等の制定に關係して、農業者を保護しつゝ所得を引き上げよう、こういう考へに立つております。それに適切な措置がとられない限りは、やはり今の食管制度は續けられていかなければならぬ。だから、問題は、ただ単にこれをやめるとか何とかということ

で、農家に迷惑をかけつぱなして、ほかの対策を講じないといふことはいたしません。そこに新しい農業基本法にからんでの問題があると思ひますが、まだ今検討中でございます。いずれこれは通常国会までには確たる案を作りまして御相談をいたしたい、かやうに考へております。

○佐藤(觀)委員 池田総理の農業の六割減といふのが問題になつて、自民党の中でも問題になつたと思ふのですが、一体日本の反別は御承知のように七反二畝くらいの平均でございまして、非常に小農が多い。しかし、小農の人の轉換を考へてやつたところが、工場に雇つてくれるかどうかという問題があると思ふのです。そこで、もと日本には狭い國で人口が多いという關係で、農業の經營も、御承知のように長男は百姓をやるけれども、次男、三男はできないといふやうな実態も出ておるわけでございますが、しかし、これをもつと一町五反ぐらゐにするやうな形で小さい農業を經營させていくというやうな問題は、これはおそらく今度三十八国会でも問題になると思ふのですが、そんなことが簡単にできるものであるならば、何も農業はむずかしいことじゃないと思ふのです。今の農業といふのは、御承知のやうにだいぶ近代化して、伊勢灣台風の關係から非常に共同化し機械化されてきました。しかし、機械化になればなるほど労働力が余るといふことになつて、かつて逆の現象が出てくるやうなやうな非常にむずかしいことに相なつておるわけでございます。そういう点で、一体、ほんとうに池田さんの言われるやうに、一町五反ぐらゐの農家に

してどういふ配置轉換をやるかといふことについての御所見があるかどうか。周東さんは最近おなりになつたのでございませうから、その責任については追及しませんが、非常に農村の百姓をやつておる人たちは心配しておる。われわれは農業を追つたわれわれといふことを、盛んに問ひたされまして、これが確かに今度の選挙にも影響しておることは事実であります。こういう点について、政府は確信がなくてあつたことを軽々に発表していると、農業をやつておる人自身が非常に困ると思ふわけです。こういう点について、周東さんは専門家でありまして、何か御所見があると思ふのです。こまかいことは別にして、農村の小農を兼營農家にしたり、あるいは酪農とかその他の畜産とかあるいは果樹園芸、そういう方面をやつて収入をふやすといふやうな問題が、私は適當だと思ひますけれども、一体どういふやうな考へで小農を救ひ、日本の少くとも六割の人口を持つておる百姓を指導していくかという問題について、御研究になつておると存じますので、その考え方を、一つ今の考へでつけようでございませうから、お伺ひしておきたいと思ひます。

○周東(國務)大臣 お話の点は、なかなかむずかしい問題であることは私も承知しております。経験々々とききにおつておりますけれども、世の中は変わつておりますから、私は白紙で皆さんに教へてもらわなければならぬと思つております。総理のお考え方を今御指摘になつたのですけれども、これは一つの大きな考へ方だと思ふので

す。日本の零細農が六百万戸あって、みな貧乏するというのは困るじゃないか。そこで、問題は、その中を分けて見ると、専業農家、第一種、第二種兼業農家とあるのだ。その農家をよくするためにどうするかといえば、先ほども申しました通り、二重に繰り返しませんが、まあ専業農家というものを対しては、どうしてもこれが自営のできるような形に持っていくのには、できるだけ耕作反別という基盤をふやすような方向へ持っていく。それは新しく開墾、開拓というようなものならば、これは新しい移住をさせるということ、耕地を持っておる者につけ加えるような方向に持っていくというように、あるいは土地改良によつて実質的に面積を増をはかるといううなことを考えるとともに、やはり先ほどお話しにありました農業者の問題について今考えておりますが、これが一つ取り上げられる問題だと思つて、三反、四反、五反の農家が別々に、たとえばよく聞かされるのです、自動耕種機なんというものを買います。非常に労力は節約でき、簡単に深く耕せる。しかし、あまり早く耕して、使わないで納屋にしまつておいて、資本償却できないで、いわゆる耕作機会乏になるのだということですが、こういうようなのは一例ですが、そういうようなものを、三反、四反、五反の人が十人か十五人集まつて耕作を共同にする。そうすれば二台で済む。そうして労力を節約しつつ深く耕すことによつて生産を上げるということもできるだろう。そこで、余剰労力の問題というものは、やはり農外所得の問題に考えられないか。これ

はしっかりした書写真が必要でありますが、やはり今日における考え方といふことは、工場の分散ということと考えることが必要なきだと思つて、これはわざわざ農村から遠いところへ出かけていくということよりも、水と電気によつてある程度頭打ちにきておる地方がよいふんあると思つて、そういう地域におきましては、工場の分散、また別の言い方からいへば都市の分散というように、これを考へつつ、そうしてその農家から直接労力に雇用の機会を与え得るような形に持っていくような形を一つ考へてみたかどうか。こういうふうな考え方ではあります。そういう場合に必要機械などは、補助といううなことは考へていきたい。しかしこれはすべりではありますまい。私は一つの例を申しましたのですが、これらのことを全部いろいろ総合的にものを考へつつ、一つ通常国会までにはしっかりしたものを御相談したい、かように考へております。

○佐藤(観)委員 大臣も時間がないようです、堀君も関連の質問があるかと思つて、最後に一点お伺いしておきます。私たちが、ビルマやタイに行つて非常に驚いたのですが、米を買つてくれというのを非常に執拗に言われまして、これは二十万とか三十万買つてくれというので、いろいろそういうことが問題になっておるようであります。また、農産物の買付もおそらくそういうふうに外国からあると思つて、どれくらいしつこく言われておるのか。一体こういうものは断わり切れぬものかどうか。この点を一つ、私は現在日本

の輸入食糧の問題について、食糧の赤字とか、その他の問題にも関連があらうので、大臣に、一体どれほどしつこく言われるのか。御承知のように、韓国問題でも、米をこれだけ買つてくれれば、あの問題を片づけるといううなことになるので、どこへ行つても、米を、余つてくれれば買つてくれという声は非常に多いわけなんです。そういう点について、どれくらい程度までしつこく言われておるのか。また、いろいろ貿易上の関係で、どうしてもこの程度のものを買わねばならぬかといううな点について、のあらかたの考え方ではないのですから、ちよつと伺つておきたいと思つて、

○周東國務大臣 今日までの状況においての要求に対しては、もう済んでおります。これは、あなたの御指摘通り、実は買わなくなつて、外米なんかの問題は、処分しても、ことし処分するくらいのもはまだ残るというのですから、必要ないはずであります。私はあくまでも国内農家のために必要な米を買つて、保管するのが一番いいけれども、外国の米を買つて、余るのに保管するというのはあまり感心しないのです。これは、前大臣も、その前の大臣もずっとそういう態度できておられます。まあだんだんと押し詰めてきますが、これはしかし今具体的になんぼということはさらに言つておらぬやうです。しかし今度も出て参ります。私は、そういう問題において、農業というものの将来、国際的分業という問題が起つてくるのじゃないかと思つて、たとえば日本にない木材をかわりに買おうじゃないかという

ことになつたりする。向こうの経済状態の問題からいへば、そういう事柄を考へつつ、国際的協力という問題が農業関係の方にも出てくるのじゃないかうかと、こういうふうに出ておる。うかが、まあしかし、米が生産の一番大宗をなしておるタイ、ビルマ等では、これが売れぬことは困るということですが、大体今まで歴代の大臣は強く断つてきておられます。しかしこれは政治問題もありません。さらに、日本の輸出との関連におきまして、やはりそこはそことして、内地農民の迷惑にならぬ程度においてこれを処理するということが大きな外交の政策ではないかと、かように考へておりますが、具体的問題で処理したいと思つて、

○堀委員 ちよつと関連して、

○足立委員 堀君に申し上げます、予算委員会から農林大臣の時間を切られておまして、若干超過をしておりますから……

○堀委員 では、五分だけ……

○足立委員 五分はちよつと長過ぎるのですが、一つ簡潔に願います。

○堀委員 ちよつと私三点だけお伺いいたします。

この年度の食糧の赤字を見ておると、麦の赤字が、当初予算で百十六億くらい計上されておりましたのが、大体百六十五億にふくらんでおる。米の赤字は百九十八億が三百十一億にふくらんでおる。ところが、この米の赤字の三百十一億は、これは私どもの主食でございまして、それが生産の主体をなしておるものでありますから、これは了解できます。しかし、この米との比重において、その半ばは麦の赤字だということは、私ちよつと問

題があるのじゃないかと思つて、これは私の方の数字が間違つておるのかもしれませんが、私の知つておる範囲では、当初予算が百十六億で、四十九億増というに相なつておるのです。が、事務当局、これで数はよろしいです。

○須賀政府委員 数字は合つております。

○堀委員 そういうことになりましたと、麦というものは、本来それによつて生計を維持しなければならぬ生産物ではないと思つて、米作の裏側の、いわゆる補完的生産部分ではないかと思つて、これは私の周辺はそういうことですから、日本全体はよくわかりませんが、ちよつとウェットが、米の赤字のウェットに比べて麦の赤字のウェットは少し大き過ぎるよう

に思ふ。そこで今後の麦に対する対策、農林省としては今と同じようにやはり麦を植えて、同じような比率でこんな大きな赤字を負担していいのか。私は、米の赤字はこれはもうある程度やむを得ないと思つて、麦はもう少し何らか工夫があるべきじゃないかと思つて、この点についてお伺いします。

○周東國務大臣 お話でございまして、従来麦に対しても保護して参りましたゆえには、裏作、二毛作をやつておる地方では、やはり麦の収入というものがある。農家の収入の相当部分を占める立場にありますので、保護して参りました。しかし、今後の問題といたしましては、どうも大・裸は現実に買上げまして、消費需要が變つて参りました。そういう面におきまし

て、やはり将来としては、麦作農家に
ついて、どうしても麦をやらなければ
ならぬ地方もござりますが、しからざ
る地方においては、だんだん数量を減
していつていただくように指導をいた
したいと思っております。そういう場
合に、いつか前開の末期におきまし
て新聞に出しましたように、おそらく
そういう形になりました場合において
は、何らかの形において麦作農家に損
をさせないような処置をとりたい、か
ように考えております。

○堀委員 もう一つ。さつきから米の
話が出ておる。内地産の米を積んでお
くのはいいけれども、外国産の米を
買ってきてこれを積んでおくのは、こ
れはだれが見たってまことにおかしい
ことであります。そこで、農林省とし
ては、しかしこれは日本の政策上とし
てやらなければならぬという要素も
あるでしょうから、一体この持つてき
た米を何とか処理する方法はあるのか
ないのか。これはただ積んでおくの
か。率直に言うと、場合によつたら、
日本まで運んできて、ここへただ積ん
でおくだけというのなら、もう向こう
で買わないで、金をやっちゃった方が
早いんじゃないか。極端な話になりま
すが……持つてくる手間を省き、それ
から積んでおく蔵積みの費用を換算す
るならば、もう買いました、よろしい、
運搬は向こうで捨てるなり、どうする
なりけつこうですか、やって下さ
い、金だけ上げます、ということば極
端な議論だと思ふが、そういうことも
経済効率からいいますと……これは
ずっと使うのだというならよろしゅう
ございます。しかし、今の見通しで
は、ただ積んで積んで、積んでいくも

のばかりがある。キャリー・オーバー
になるものがずつと出てくる時期があ
るのじゃないかというように考えます
と、キャリー・オーバーというものに
対する取り扱い、何らか考へる余地
があるのじゃないかと思ひますが、こ
れはどうですか。

○周東國務大臣 ただいまの考えで
は、先ほどお答えしたように、だんだ
んキャリー・オーバーにならないよう
に、輸入の方は減しつつ、保管してお
るものを国内に出していきたい。これ
は、一定の限度は常に売れていくわけ
ですから、それ以上のものが入らぬよ
う努力したいと思ひます。

○堀委員 最後にもう一点だけ。私ど
うもは、今度選挙政策で、牛乳三合とい
うスローガンを掲げました。これは、
私自身が一日に八合も牛乳を飲むくら
いで、牛乳が健康のために非常にいい
ということ、それから酪農による農
家の問題等を合わせて考へておるわけ
でありますけれども、どうも資本主義
生産というものが片一方でどんどんい
きますと、農家で実際作つた牛乳とい
うものが、われわれは高い値段で買つ
ておるけれども、中間的な部分で非常
に搾取されるということが起る。と
ころが、スイスとかデンマークとか
イギリス、各国のそういう状態を見る
と、中間的部分が、同じような資本主
義生産の国でありながら、非常に少な
いわけです。日本の場合は著しく中間
搾取が多いということに対しては、私
は、今の形のままで、酪農を奨励し
てもなかなかうまくいかない点がある
のじゃないか。やはりこの部分を下げ
なければいけないと思ふのです。農林
大臣としては、酪農奨励は考へに

なつておると思ひますが、それと、今
のそういう中間搾取といふ点から、こ
の問題との関連は大体どういふふう
に考へておるのでしょうか。その対
策……

○周東國務大臣 お話の通り、われわ
れがこれから奨励したいと思ひいま
する酪農、畜産、これをひつくるめま
して、流通過程といふ点から、これに
対して相当な改善を加える必要がある
と考へております。

○足立委員 農林大臣、御苦労さん
でございました。

○堀委員 どうも途中に入つてしまつ
て、話がどこまでいったかはつきりし
ないのですが……
先ほど、局長のお話では、相場は変
わつてきたから、この法案を通してお
いてもらえば、いつかいいところまで外
債を發行できるようになるだろうと言
うが、それはよくわかりません。わか
りますが、最近の問題の中で、さつき局
長もお触れになったと思ひますが、ド
ル不安のために、日本の国債にかかわ
らず、その他の国債も下がつてきてお
るという条件があるとすると、昨日も
本委員会でもいろいろ申し上げました
けれども、ドル不安というものが、そ
うしかく簡単に解決される見通しがあ
るかどうかということ、この外債問
題といふのは不可分になつてくるの
じゃないか。そこで、昨日もいろいろ
論議をいたしました、今度の七項目
でアメリカが予想してありますもの
は、約十六億ぐらいの削減をしたい。
ところが、最近の状態を見てあります
と、ドルの流出の仕方というものは、こ
最近のところでは、年率にして四十
三億ドルくらいになるというふうな、

それは部分的なあれですが、流出の仕
方をしておるようですから、そう簡単
にこれはとまるものではないのじやな
いか。輸出の面においても、ミュー
ラー長官は、さらに三十億ドルの黒字
を出すような貿易ドライブをやるのだ
と言つておられますけれども、口で三
十億ドルと言へば簡単ですが、なかな
かこれもその成果がすぐには上がるとは
思われないうことになると、見通
しとしては、私は、それは相場はわか
りませんけれども、当分は出せる見通
しはないという方を見るのが妥当では
ないかと思ひますが、これについては
どうですか。

○石野政府委員 ドル不安の問題が外
債の市場価格にどういふ影響を与えて
おりますかという点につきましまし
ては、必ずしも私も、その明瞭にと
いひますか、的確にわからないわけ
でございませう。確かに最近若干下がつ
ておりますが、そういうような影響が
おきるのかもしれないとは思ひので
ございませう。しかし、そういうドル不
安と申しまして、ドルの切り下げを
やつてほかの通貨よりもドルの方が低
くなるというふうな関係は、はたして
そういう意味の不安といふものが本格
的にあるのかどうか。ああいう人気の
ようなものですか。一時的にそうい
う不安がありまして、また解消する
ときにはお互いに協力するとかいうよ
うな形になつてくると、解消してしま
うとか、人気だから、そういう意味で
は心理的な動きもありまして、相場の
関係といふものは、ここにどういふ証
券の価格といふものはいろいろ人気で
動きますから、そういう点は必ずしも
絶対回復しないというふうなもので

ないと思ひます。それで、さつきから
もお話ございましたように、コマー
シャルな条件といふ点から、向こうの
証券市場といふものはむしろ金利なん
かも下がつておまして、経済的には
だんだん発行できるような態勢にむし
ろ近づいておる。日本の外債が特に低
くなつておりますのは、これはやはり
ある程度政治的な不安といふような
ものについて、債権者がまだすつかり
うな気持が解消してないといふよ
うなこともあるかと思ひます。この方
も経済的に根本的に条件が悪いとい
うのでないのですから、日本の現状とい
うものがだんだん理解されれば、そう
いった点も解消されて参るのではない
かと思ひます。そういう意味におきま
して、こういう民間の外資の調達とい
うものが、最近、御承知の通り世銀の
借款だけで従来やつておりましたの
ですが、この前から国債も外債もこれ
は並行でやるという傾向がある程度出
参つておりますから、従ひまして、そ
ういふ意味でいろいろの話をする場合
にも、やはり民間資金の調達の手段
がございませんと交渉できない。法律
ができませんと、そういうふうな交渉
といひますが、そういういろいろの調
査とか、そういうふうな話もできな
い、権能が全然ないわけですから。従
ひまして、そういう意味で、できるだ
け早く権能をいただいでおきますすれ
ば、情勢の変化に応じて出せるように
なれば出していききたいというふう
に考へております。

○堀委員 そこでちょっと、開銀債で
お金が入りますね。それは開銀債で
から、それが電力へ行く。これは電力
引き当ての開銀債だと思ふのですが、

この関係です。これはどういふふうになるのでしょうか。開銀債で入ってきたお金を一回開銀銀行の中に入れて、そうして開銀銀行が今度は投融資をする、こういうことになるのでしょうか。

○石野政府委員 そういふふうになります。

○堀委員 ちょっと私今度の川鉄、住友なんかを見ておまして、金利が七分五厘くらいで話がついて、私大へんけつこうだと思ふのです。この前ここで論議をしましたときは、九分くらいになるのではないかといいふうなことがありまして、そういう点では安い金利で引き受けてくれてよかったと思ふのですが、こういう問題については、日米租税条約の適用を受けて、こちら側での利子負担は向こうで落とす格好になっておると思ふのですが、ものによつては向こうの引き受け機関によってはそれが生きてこないものがあります。公共的機関が受け入れた場合には無税なから、無税の上に落とすわけにはいかないと、いろいろの場合、引き受けのことについて開銀債の場合は無利子になっておりますが、その他の民間の分については利子を払わされる。しかし、向こう側の条件では、日米租税条約が働かないフアクターがあるということになると、私は非常に取り扱いに不公平な問題があるんじゃないかと思ふのです。今後これが今のままでいけば、私は開銀債のよななものもいと思ふのですが、外資が入って、それが資本なり、いろいろなものに悪影響のない範囲であるならば外資を使つてもいいと思ふのです。使つてもいいと思ふのですが、民間が

やる時には非常に制限的な要素が働いておる。開銀債ならば働かないといふのは、それは開銀債の方はいいのですけれども、民間の方については問題があるんじゃないかと思ふのです。この点については大蔵省はどういふふうに考へていらっしゃるのでしょうか。

○石野政府委員 税の方の所管の関係は私の方と違ひますので、ちょっと今的確にそれがどういふふうになっておりますか、またどういふふうに処理されましたか承知しております。この前も、御指摘のような問題があったことは聞いております。しかしそういう話は大体解決したようでございますから、その規定の方がどういふふうになるか、取扱いはどうなるかわかりませんけれども、なおよく主税局の方と連絡をとりまして、どういふふうになりましたか聞いて御連絡いたしたいと思ひます。

○堀委員 そこで今度は理財局長の方に少し伺ひたいのですが、さつき申し上げたようなことでこの法律が通つたとしまして、来年度にはたして外債が三千万ドル入るかどうか。これは不確定な要因なんですね。ところが本年度においては、財政投融資計画の中で、これは百八億円で電力への資金を補給することになっておつて、これはいろいろ埋め合せをされたのだらうと思ふのですが、この穴は大体どういふことで処理をされたのでしょうか。

○西原政府委員 本年度の財政投融資計画の中では、開銀債が発行されればそれだけは行くといふふうには考へておりますけれども、財政投融資計画自体には計上いたしてありません。

○堀委員 そうすると、あれは開銀からの融資ということですか。入った場合に開銀が直接出すということ、別建になつてゐるということですか。

○西原政府委員 開銀債が現実に発行されました場合に、あるいは改訂とかなんとかいふような問題になるといふふうに考へております。それで、今の開銀債は、今お話しのような点で法律案とかいろいろな関係もございまして、数字の中には含んではいないといふ抜いたをいたしました。

○堀委員 その扱いはどうだったと思ふのですが、電力の側の資金需給計画を見ますと、計算中に百八億円が入つていたんですよ。ですからその入つていたのが抜けた。これは通産省の方で、皆さんの方に伺うべきではないのかも知れませんが、私が申し上げておきたいことは、やはり不確定要素のものは除いて資金計画を組まざるやうに、大蔵省は指導すべきじゃないかといふことなんです。入つてきたら、それだけ余分ですから、それをふやす方は私は問題ないと思ふのですが、もう資金計画はびしょときめてやつておるものの中へ、こういう不確定要素のものを組み込まざるやうな指導はやめていたいただきたい。これは、私が聞いていた範囲では東京電力で七十億、中部電力で三十億ですか、しわ寄せをしてそれは工事の延べ払いとか、あるいは市中銀行からの借り入れとか自己資金によつて補完をしたのだといふふうに聞いているのですが、やはりそういうことをすることは、これは年度当初に確定に入るといふことならよろしいですが、不確定要素、特に外国を相手としてやるような場合には、私は、方向と

しては、そういうものを相当ごまかに資金計画をしておる中に組み込むといふことは、来年度については少し考へていただいた方がいゝのじゃないか、こういうふうに思ひますが、それにいつてはいかがでしょうか。

○石野政府委員 その点につきまして、前回この法律案を当委員会御審議いただきましたときにも、電力資金が不足することになるのじゃないかといふ御質問が堀委員からございましたのを記憶しております。御承知のように電力の資金計画といひますか、資金全体が一応全体はこのくらいといふ見込みを立てておりますけれども、実際の需要の関係をふえて参りますと、これに対する資金をつけていかなければならない。そういうことで、財政投融資計画といふのはそのごく一部分でございます。お話のようなこともございまして、財政投融資計画としては、今の百八億は入れておらなかったわけでございますけれども、しかし、それ以外に民間の社債とか借入金でまかなう部分がたくさんございまして、そういうもの一つとしては、できるだけ早く発行して使いたい、こういう考え方で見込んでおつたと思ふのでございまして、ただ、そのところは、この前足りなくなつた場合にどうするかといふようなお話で、民間資金の方の状況も見えて、そのときに、やはり電力だからできるだけのことは考へなければいけないといふふうにも私も考へております。そういうことを申し上げたわけでございますが、事実当時御指摘の通り電力の需要が非常にふえて参りまして、資金の需要は当時予定しておりましたよりも

従いまして、そういう意味で、できるだけ早くこの電力関係にこういう外債の資金も出せるようになった方がいゝと思ひますけれども、最近社債の消化も若干よくなつておりますといふような関係で、民間資金の方でもできるだけ努力をいたしまして、需要に應ずるやうにみんな関係者が努力をいたしておるような状態でございます。御了承いただきたいと思います。

○足立委員長 次回は明十五日午前十時三十分より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

昭和三十五年十二月十九日印刷

昭和三十五年十二月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局